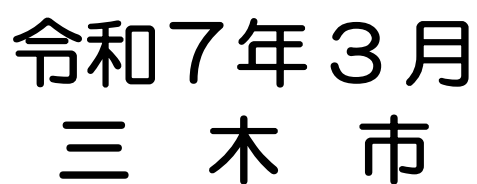


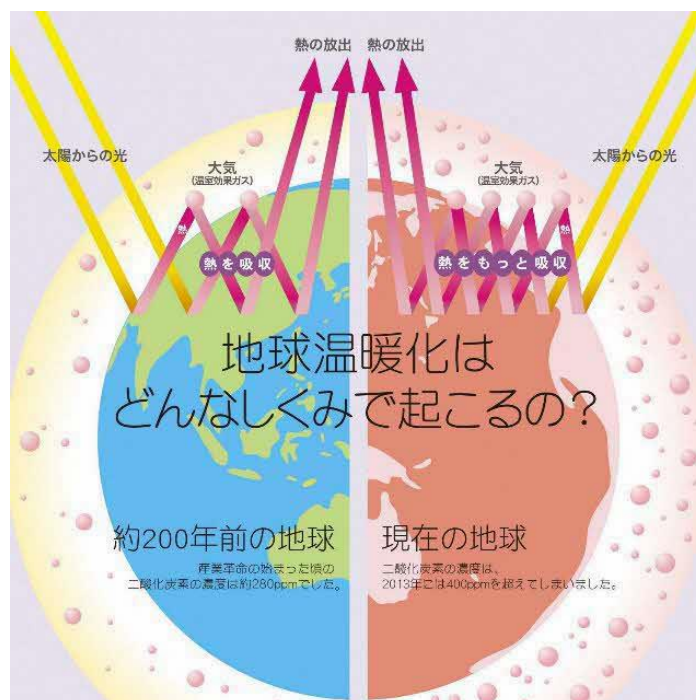
概要版



地球温暖化とその影響

地球の表面温度は、太陽から流れ込む日射エネルギーと地球から宇宙に放射される熱放射のバランスにより一定の気温（平均気温 14℃前後）に保たれています。このバランスを保っているのが温室効果ガス（二酸化炭素・メタン・フロン類）で、この温室効果ガスが増えることによりバランスが崩れ、地球温暖化が進んでいます。

地球温暖化が進むと、農作物の不作や動植物の生息域への影響だけでなく、気温上昇による海面の上昇、ゲリラ豪雨や大型台風といった異常気象など、私たちの生活にも様々な影響が出るといわれています。



出典：IPCC 第5次報告書

全国地球温暖化防止活動センターWEB サイト

三木市地球温暖化対策実行計画とは

三木市地球温暖化対策実行計画（以下、「実行計画」という。）は、「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ（カーボンニュートラル）」の達成に向けて、行政・事業者・市民が一体となり、総合的かつ計画的に地球温暖化対策に取り組むため、本市の温室効果ガスの排出量の現況や削減目標、具体的な取組などを示しています。

三木市地球温暖化対策実行計画

区域施策編

<市全域に伴う温室効果ガス削減計画>

◆計画の期間◆

2025(令和 7)年度～2030(令和 12)年度

◆基準年度◆

2013(平成 25)年度

◆対象とする範囲◆

本市全域及び全ての主体(行政・事業者・市民)

事務事業編

<市の事務事業に伴う温室効果ガス削減計画>

◆計画の期間◆

2025(令和 7)年度～2030(令和 12)年度

◆基準年度◆

2013(平成 25)年度

◆対象とする施設等の範囲◆

本市の全ての事務・事業(指定管理者制度の対象施設を含む)

計画の期間

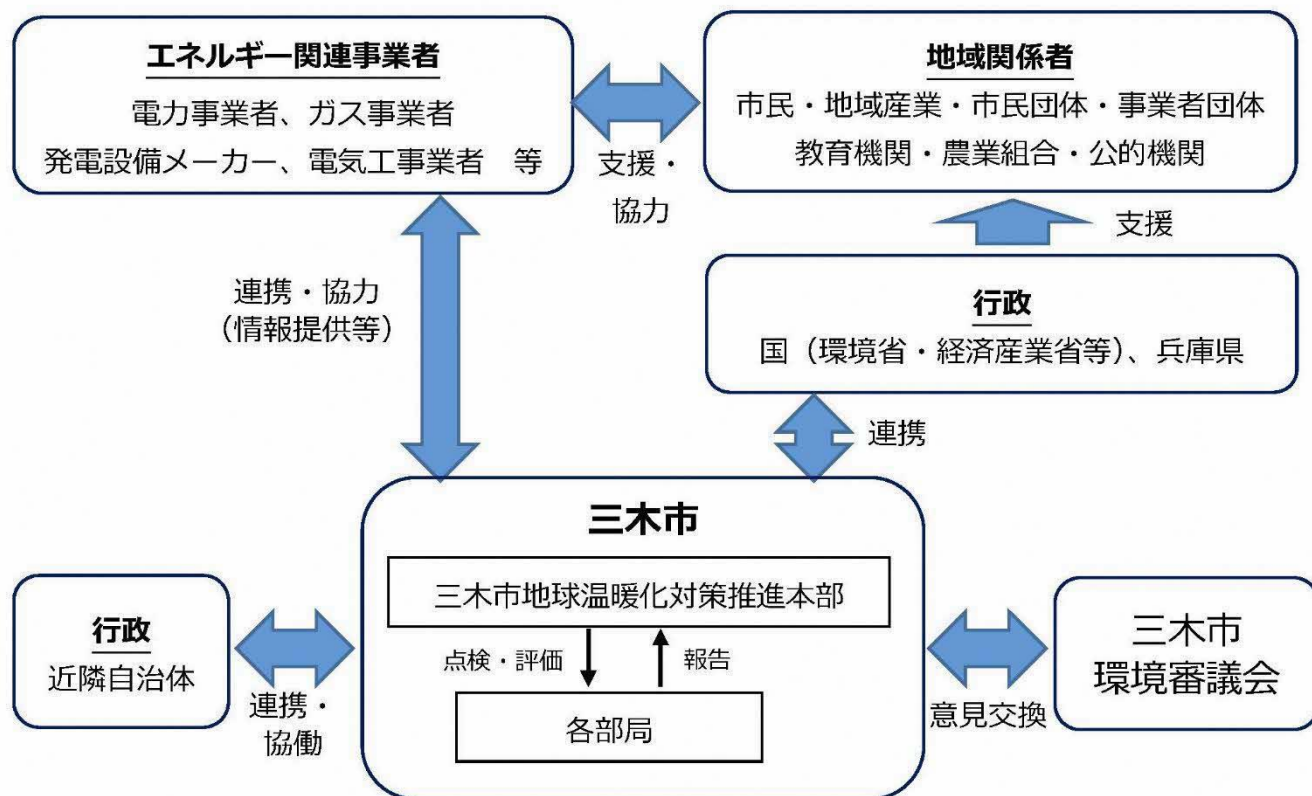
本実行計画の基準年度、目標年度、計画期間について、2013（平成 25）年度を基準年度とし、2030（令和 12）年度を目標年度とします。また、計画期間は、策定年度である 2024（令和 6）年度の翌年である 2025（令和 7）年度からの 6 年間とします。

平成 25 年度	・ ・	令和 3 年度	・ ・	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	・ ・ ・	令和 12 年度
2013	・ ・	2021	・ ・	2023	2024	2025	2026	・ ・ ・	2030
基準年度	・ ・	区域施策編 の現況年度	・ ・	事務事業編 の現況年度	策定年度	対策・施策の進捗把握			目標年度
						定期的に見直しの検討			
計画期間									

【本市における基準年度、目標年度及び計画期間】

推進体制

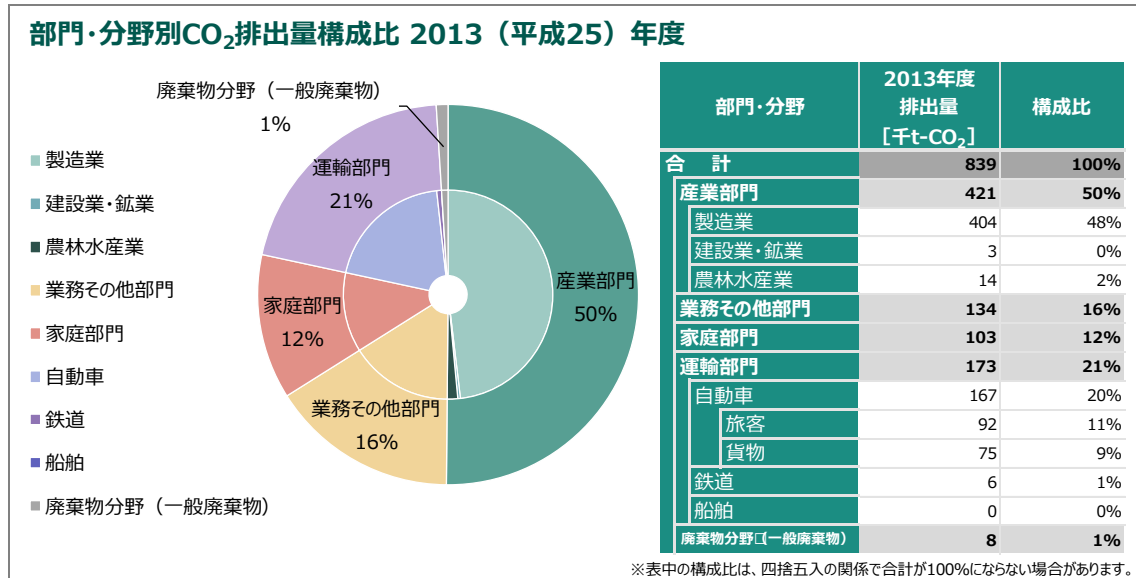
計画の実効性を高め、取組を効果的に推進するためには、本計画が円滑に推進されるような仕組みを整備する必要があります。このため、行政・事業者・市民が互いに連携して効果的に推進する体制を構築するとともに、適切な進行管理を行っていきます。



本市域における温室効果ガス排出量の現況

基準年度（2013（平成 25）年度）

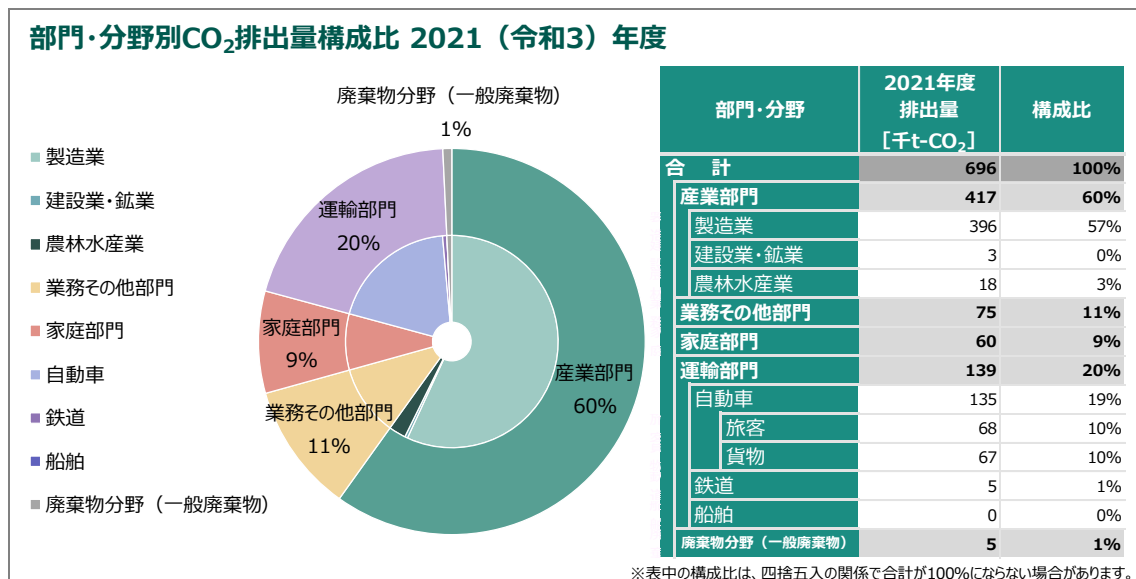
2013（平成 25）年度における本市の温室効果ガス排出量は、839 千 t-CO₂ で、そのうち産業部門が 50%、運輸部門が 21%、業務その他部門が 16%、家庭部門が 12%、廃棄物分野が 1%を占めており、産業部門が一番大きいのが特徴です。



出典：環境省「自治体排出量カルテ」

現況年度（2021（令和 3）年度）

2021（令和 3）年度における本市の温室効果ガス排出量は、696 千 t-CO₂（2013（平成 25）年度比 17%減少）で、産業部門が 60%、運輸部門が 20%、業務その他部門が 11%、家庭部門が 9%、廃棄物分野が 1%を占めており、2013（平成 25）年度と比較すると、全ての部門において減少しています。

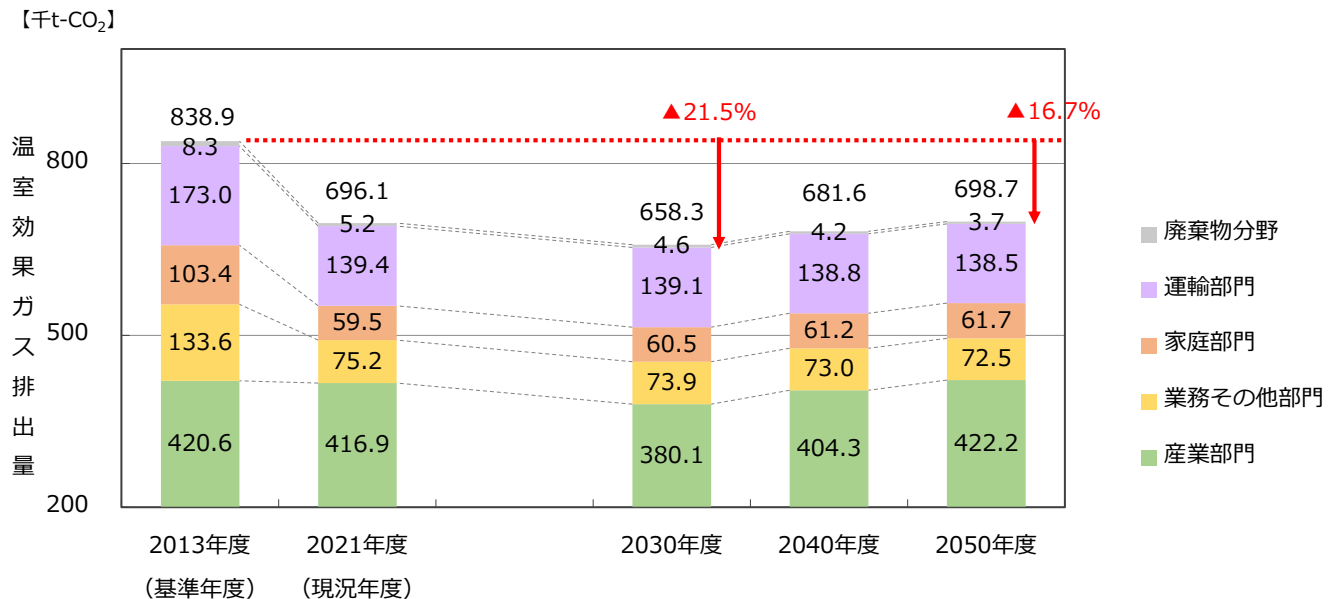


出典：環境省「自治体排出量カルテ」

区域の温室効果ガスの将来推計

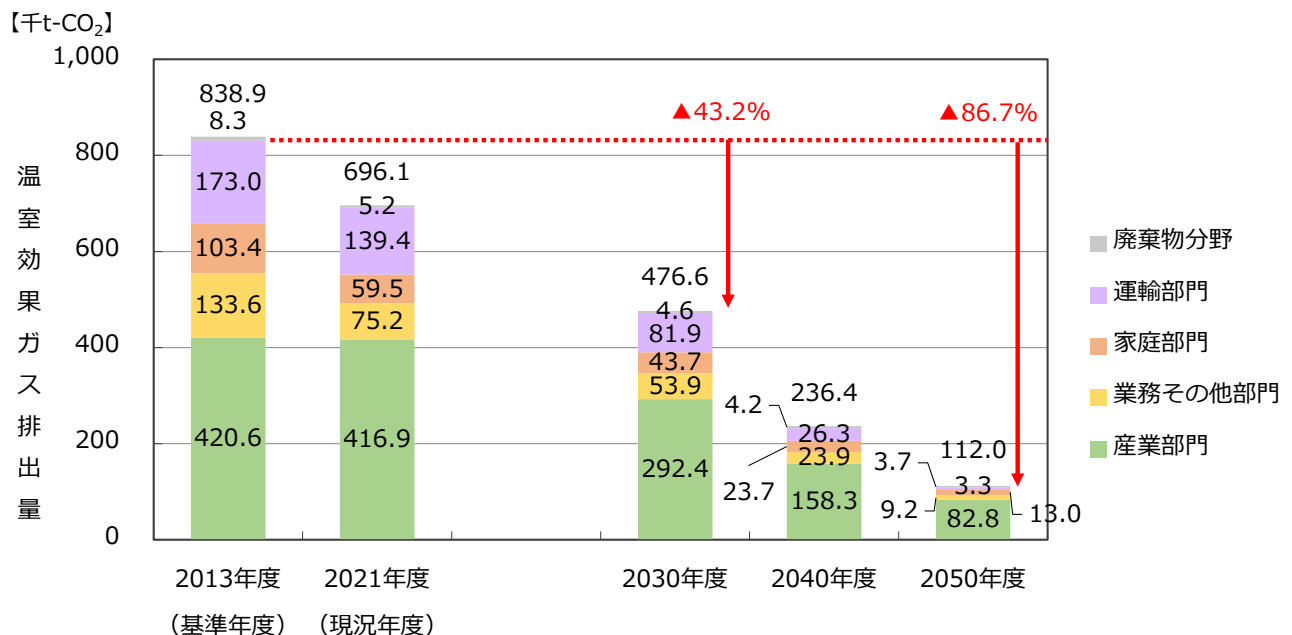
現状すう勢ケース

今現在のまま、地球温暖化対策が追加的に何も行われないと仮定した場合の将来的な温室効果ガスの排出量（現状すう勢ケース）は、2030（令和 12）年度は 645.2 千 t-CO₂ となり、2013（平成 25）年度比▲21.6%となります。2050（令和 32）年度は 686.3 千 t-CO₂ となり、2013（平成 25）年度比▲16.6%となります。総排出量は、2021（令和 3）年度以降、徐々に増加していく見込みです。



省エネ対策ケース

今後、省エネ対策を実施した場合の削減ポテンシャルについて、目標年度における温室効果ガス排出量を推計すると、2030（令和 12）年度は 462.6 千 t-CO₂（2013（平成 25）年度比▲43.8%）、2050（令和 32）年度は 98.0 千 t-CO₂（2013（平成 25）年度比▲88.1%）となる見込みです。



削減目標

区域施策編の目標

温室効果ガス排出量について、現状すう勢ケースでの将来推計を行うと、2013（平成 25）年度比で 21.6%減少する見込みとなりますが、本実行計画全体の総量削減目標は国や兵庫県の計画や先進事例を踏まえて 48%以上に設定します。

本市域における温室効果ガス 削減目標

本市の温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度比

48%以上削減することをめざします。

部門	温室効果ガス排出量【千t-CO ₂ 】					
	2013年度 （基準年度）	2021年度 （現況年度）	基準年度比 削減率	2030年度 （目標年度）	基準年度比 削減量	基準年度比 削減率
産業部門	420.6	416.9	▲0.9%	278.4	▲ 142.3	▲33.8%
業務その他部門	133.6	75.2	▲43.7%	43.4	▲ 90.2	▲67.5%
家庭部門	103.4	59.5	▲42.4%	33.7	▲ 69.7	▲67.4%
運輸部門	173.0	139.4	▲19.4%	81.9	▲ 91.1	▲52.7%
廃棄物分野（一般廃棄物）	8.3	5.2	▲37.6%	4.6	▲ 3.7	▲44.4%
小計	838.9	696.1	▲17.0%	442.0	▲ 396.9	▲47.3%
森林吸収量	▲ 16.0	▲ 13.9	▲13.1%	▲ 13.9	2.1	▲13.1%
合計	822.9	682.2	▲17.1%	428.1	▲ 394.8	▲48.0%

※再生可能エネルギー導入量を含んだ温室効果ガス排出量として推計しています。

※再生可能エネルギー由来の電力購入した場合のCO₂削減量を含んでいます。

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

再生可能エネルギーの導入目標

本市の 2030（令和 12）年度における再生可能エネルギーの導入目標は、499TJ（2021（令和 3）年度累積比 1.1 倍）とします。2030（令和 12）年度における再生可能エネルギー導入目標は、再エネ比率（エネルギー消費量比）5.3%に相当します。

本市域における再生可能エネルギー 導入目標

本市の再生可能エネルギー導入量を 2030（令和 12）年度までに 2021（令和 3）年度比

1.1 倍にすることをめざします。

【温室効果ガス削減目標（イメージ）】



地球温暖化防止に向けた取組

本実行計画では、本市の現状や地域特性を踏まえ、温室効果ガス削減の取組を進めるために、5つの基本目標を定めました。

これらの取組は、行政・事業者・市民が一体となって進めていく必要があります。

基本目標	取組内容
1 再生可能エネルギーの導入促進	行政の取組 : 太陽光発電の導入促進 再生可能エネルギーの利活用促進 事業者の取組 : 工場・事業場等における再生可能エネルギーの利用促進 市民の取組 : 再生可能エネルギーを利用する
2 省エネルギー対策の推進	行政の取組 : 家庭における省エネ化の推進、公共施設等における省エネ化の推進 工場・事業場等における省エネ化の推進 事業者の取組 : 工場・事業場等における省エネ化の推進 市民の取組 : 省エネルギー化を推進する
3 低炭素型まちづくりの推進	行政の取組 : 公共交通機関の利用促進、車に頼り過ぎないくらしの推進、エコドライブの推進、低燃費自動車や次世代自動車の導入の誘導 事業者の取組 : 自動車の利用や運転を見直す 環境にやさしい車を利用する 市民の取組 : 自動車の利用や運転を見直す 環境にやさしい車を利用する
4 循環型社会の形成・推進	行政の取組 : ごみの発生抑制、ごみの分別と資源化の推進、地産地消の推進 効率的なごみ処理の実施 里山保全・整備の推進 事業者の取組 : ごみの発生・排出を抑制する、資源循環を進める 里山保全・整備の推進 市民の取組 : ごみの発生・排出を抑制する、資源循環を進める 里山保全・整備活動への参加
5 市民全員が取り組む環境づくり	行政の取組 : 地球温暖化問題に関する意識啓発の推進 事業者・市民との協働による取組の推進 事業者の取組 : 意識啓発に取り組む あらゆる主体との連携に取り組む 市民の取組 : 意識啓発に取り組む あらゆる主体との連携に取り組む

※具体的な取組内容の詳細については、「三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を参照。

事務事業における温室効果ガス排出量の現況

2023（令和 5）年度の温室効果ガス総排出量は 16,536t-CO₂ となり、2013（平成 25）年度比で 32.2%減少しています。

【2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量の推移】

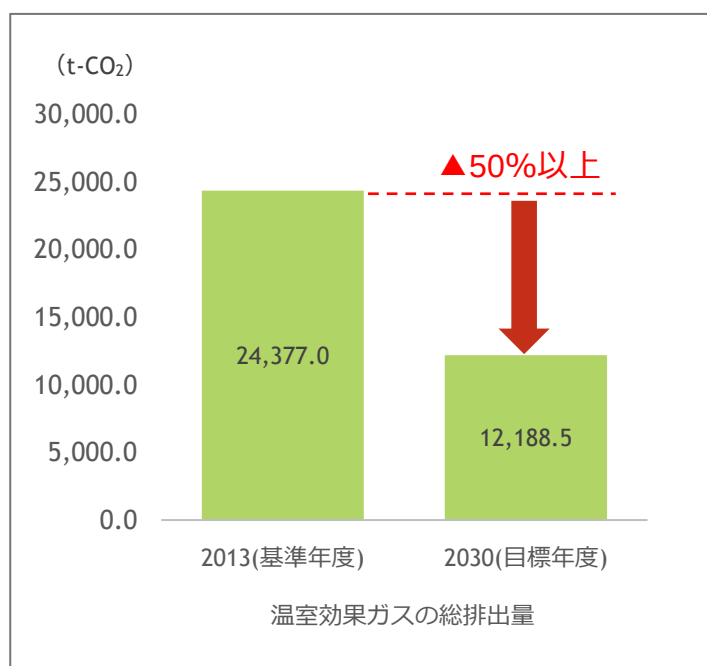
【単位：t-CO₂】

活動項目	2013年度 (基準年度)	2023年度			
			基準年度比 増減量	基準年度比 増減率	構成割合
電気	13,598	7,683	▲5,915	▲43.5%	46.5%
都市ガス	1,550	1,198	▲353	▲22.8%	7.2%
A重油	261	268	7	2.8%	1.6%
LPG	62	85	23	36.2%	0.5%
灯油	148	635	487	328.1%	3.8%
ガソリン	244	221	▲23	▲9.2%	1.3%
軽油	173	209	36	21.1%	1.3%
廃プラスチック焼却	8,340	6,237	▲2,104	▲25.2%	37.7%
総排出量	24,377	16,536	▲7,841	▲32.2%	100.0%

※四捨五入の関係で、合計値・割合は整合しない場合があります。

削減目標

本実行計画の実施により、本市の業務から排出される温室効果ガス総排出量の削減目標は、政府実行計画等を踏まえて、2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までの 6 年間で 2013（平成 25）年度比、50%の削減として設定します。



事務事業における温室効果ガス

削減目標

本市の温室効果ガス排出量を
2030（令和 12）年度までに
2013（平成 25）年度比

50%以上削減

することをめざします。

地球温暖化防止に向けた取組

本実行計画の目標を達成するため、温室効果ガスの排出等に直接的あるいは間接的につながる取組を、全職員が各部署の役割及び業務内容などに応じて実行するものとし、職場全体において取組の徹底を図るとともに、住民サービスを主体としている施設については、サービスの質の確保との両立を図りながら取り組みます。

●全職員が取り組む内容 □管理者等が取り組む内容

基本目標	取組内容
省エネルギー化の推進	全般 ●デコ活の実践 照明 ●昼休みの消灯の徹底、残業に伴う不要な照明の消灯徹底など 空調 ●冷房の場合は 28℃程度、暖房の場合は 20℃程度に設定し、室温管理の徹底 ●クールビズ・ウォームビズ等のエコスタイルの徹底 公用自動車 ●エコドライブ（急発進・急加速を控え、経済速度で走行する）の実施 ●短距離の移動の場合、徒歩または自転車の利用を推進
間接的な取組の推進	水道（飲用・手洗い） ●水漏れ点検の徹底 コピー・プリンター・印刷機 ●ミスコピーを減らし、コピー用紙等の削減 ●会議資料はパソコンの使用でペーパーレス化 パソコン ●電子メール・電子掲示板を積極的に活用
脱炭素社会に向けた取組	公共施設等 □「太陽光発電の最大限の導入」や「公共施設等における ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の実現」について検討 □PPA（Power purchase agreement）の導入を検討
職員意識の向上	職員への情報提供及び意識啓発 ●環境に関する活動にボランティア等で参加するよう努める ●家庭においても環境に配慮して生活するよう努める
ごみの削減とリサイクル	3R の推進 ●□ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）

※表中の取組内容は、抜粋したものであり、詳細は「三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を参照。

三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編） 令和 7 年 3 月

三木市 市民生活部 環境政策課 〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

TEL 0794-82-2000【内線：2389】 E-mail: kankyoseisaku@city.miki.lg.jp